

議 題 ・ 課 題 等 提 案

桑名広域清掃事業組合

目 次	頁
I. ごみ処理の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II. RDF 処理委託料の改定について・・・・・・・・・・	3
III. 平成33年度以降のごみ処理のあり方について・・・・・・・・	5

I. ごみ処理の状況について

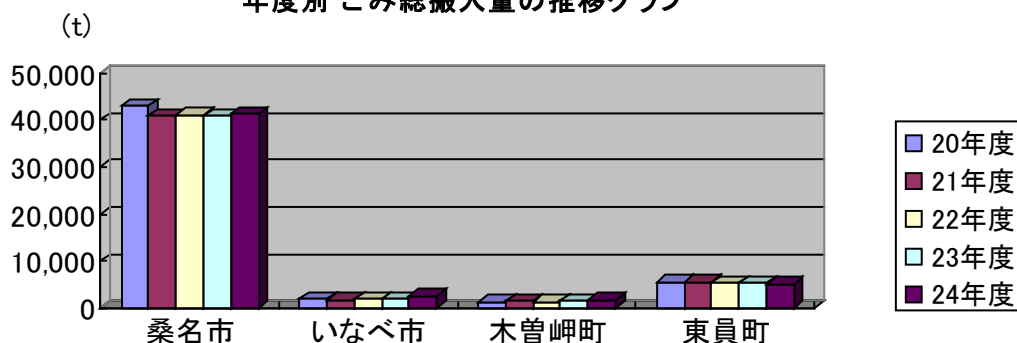
1 現 状

桑名広域清掃事業組合（資源循環センター）は、桑名市、いなべ市（旧員弁町）、木曾岬町、東員町の2市2町の一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、容器包装プラスチックごみ）を共同処理する一部事務組合で、平成24年度のごみ総搬入量は5万トン台に達している。年度別の搬入量は表-1のとおりである。

【表-1】 年度別 ごみ総搬入量一覧表 (t)

構成市町	桑名市	いなべ市	木曾岬町	東員町	合 計
20年度	42,929	1,947	1,467	5,521	51,864
21年度	40,905	1,801	1,539	5,492	49,737
22年度	40,981	1,950	1,448	5,412	49,791
23年度	40,786	2,024	1,615	5,330	49,755
24年度	41,300	2,524	1,713	5,238	50,775

年度別 ごみ総搬入量の推移グラフ



また、平成22年度から啓発事業として取組んだ「リサイクル家具の展示・販売」は表-2のとおり推移してきている。この事業は、粗大ごみとして出された家具類の中から再生可能なものを補修し、組合処理区域内の住民の方々を対象に販売を行うものである。

販売方法は入札方式とし、展示品の最低入札価格を100円から3,000円の範囲で設定することで、多くの方々が参加できる工夫を行っている。

【表-2】 リサイクル家具展示販売状況

年 度	展示期間	展示品の数	来場者数(人)	販売数	販売額(円)
22年度	7/ 1~7/20	116	271	75	211,200
23年度	12/ 1~12/14	95	165	40	146,300
24年度	12/ 3~12/ 9	116	197	66	178,200
25年度	10/21~10/27	114	397	85	198,800

【課題】 ごみ減量の推進

当組合へのごみ総搬入量が5万トン台に達していることや、今後の社会経済の動向によってはごみ量の増加が予想される。このことから、組合構成市町での更なるごみ減量施策の推進が重要となっている。ごみの排出元である各市町においては「一般廃棄物処理基本計画」が策定され、鋭意ごみ減量に取り組まれているところである。一方、ごみの処理部門を担う当組合として、更なるごみ減量に向けた努力・啓発を推進しなければならない。

【方針】 3Rを推進

ごみを減らすための3R。リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)を推進。

リデュース(発生抑制)

- | | | |
|--------------------|---|---------------------|
| ■廃棄物処理状況の情報共有 | ➡ | 構成市町担当者会議の定期的開催 |
| ■構成市町・組合双方でのごみ減量啓発 | ➡ | 広報、インターネットを活用 |
| ■施設見学者へのごみ減量啓発 | ➡ | 年間2,000人以上 (内小学生7割) |

リユース(再使用)

- | | | |
|---------------|---|------------|
| ■リサイクル家具の展示販売 | ➡ | 来場者数500人以上 |
| | ➡ | 情報発信の手法検討 |

リサイクル(再生利用)

- | | | |
|---------------------|---|--------------------|
| ■鉄、アルミ、紙類、カレット、電線回収 | ➡ | 24年度 970t ⇒ 1,070t |
| ■プラント機械の廃油リサイクル化 | ➡ | 24年度 800ℓ ⇒ 880ℓ |
| ※再回収ペットボトルのリサイクル化 | ➡ | 24年度 48t ⇒ 48t |
| ※不燃物中の小型家電のリサイクル化 | ➡ | 新規事業 ⇒ 50t |

注) ※印の事業は、構成市町の成果が上がれば将来縮小する事業である。

Ⅱ. R D F 処理委託料の改定について

1 現 状

三重県R D F 運営協議会総会が平成 25 年 11 月 29 日に開催され、R D F 処理委託料の改定が行われた。R D F 処理委託料は 3 年ごとに見直しが行われることになっており、現在の処理委託料は平成 23 年 4 月 5 日に改定されたものである。

今回の料金改定の主な理由は、R D F 発電事業による売電収入が固定価格買取制度の導入により 10 億円程度の収益増が見込まれることから、平成 20 年度から 28 年度までの発電事業の収支不足額が、現収支計画の 23.11 億円から 12.92 億円へ低減されたものである。

処理委託料は毎年度段階的に引上げられているが、今回の改定ではトン当たり約 3,000 円程を一旦引下げたうえで、更に平成 29 年度以降の処理委託の負担を少しでも軽減するために、平成 25 年度以降の処理委託料にトン当たり一律 1,000 円を上乗せすることになった。よって、改定前の単価に比べて約 2,000 円程の値下げとなっている。25 年度から 28 年度までの改定後の R D F 処理委託料を表-3 に示す。

【表-3】

(税抜き単価)

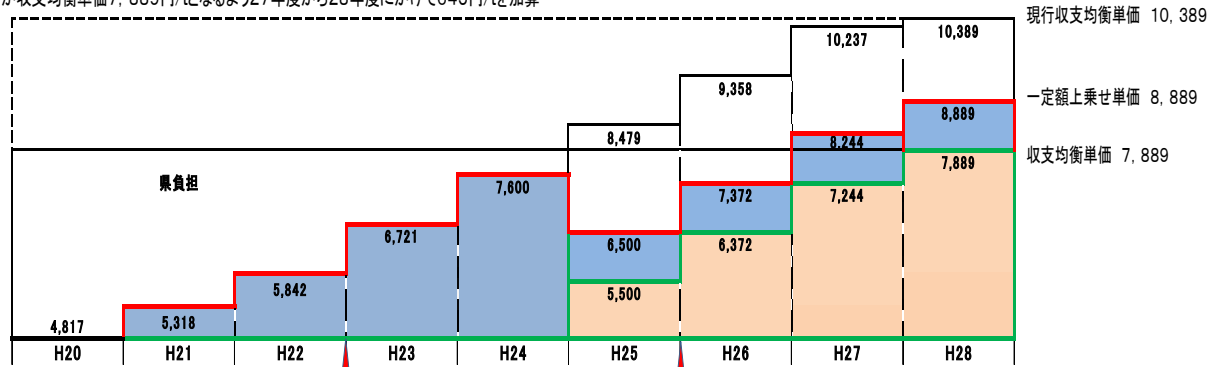
年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
改定前	8,479 円/t	9,358 円/t	10,237 円/t	10,389 円/t
改定後	6,500 円/t	7,372 円/t	8,244 円/t	8,889 円/t

年度別 R D F 処理委託料(平成 25 年 11 月 29 日改定)

・25年度単価を8,479円から2,979円引き下げて、5,500円とし、26年度から27年度まで毎年一定額872円/t(現行879円/t)を加算

・28年度が収支均衡単価7,889円/tとなるよう27年度から28年度にかけて645円/tを加算

(円/t)【税抜】



2 課題と今後の方針

【課 題】 組合における電気料金高騰

今回の R D F 処理委託料の改定の主な要因は、県発電所の電力が国の固定価格買取制度導入により売電単価が好転したことによるものである。一方、桑名広域清掃

事業組合で使用する電気はR D F発電所から直接供給されていることから、平成 24 年 12 月以降の電気料金に大きな影響を受けている。固定価格買取制度導入前後の電気料金単価を表-4 に示す。

【表-4】

固定価格買取制度導入（前）	13 円/kwh
固定価格買取制度導入（後）	17 円/kwh

※1 電気料金単価は、年間平均値であり概算値で表示している

※2 電気使用量は、年間約 1,100 万 kwh

※3 電気料金は、1,100 万 kwh × 4 円 ≒ 4,400 万円程増加

【方 針】 節電を推進

電気料金設定の考え方は、当組合並びに R D F 発電所の双方にメリットがある料金設定としてきた。固定価格買取制度導入以降は、場合によって組合側が不利となることから、県と協議して電気料金単価の上限を中部電力(株)相当額としたところである。当組合では、更に節電による電気料金の削減を推進する。

照明電力の節電

- 作業環境を確保した節電 → 照度計での測定結果に基づく消灯
- スイッチ系統の見直し節電 → 照明灯を部分的に取り外す
- 無人時に徹底した節電 → 休日は保安灯以外を消灯

建築動力の節電

- エネルギー管理標準の遵守 → 冷房 28℃・暖房 19℃の温度設定を徹底
- 自然風（北風）の活用 → 冬季に建物用吸排気ファンを停止

プラント用動力の節電

- 基本電力料金の低減 → デマンド計による最大電力の監視
- 最大電力発生の防止 → 大型電動機起動時の管理
- 処理設備の運転時間短縮 → 効率的な運転管理

Ⅲ. 平成33年度以降のごみ処理のあり方について

1 現 状

桑名広域清掃事業組合では、平成32年度末に県のRDF焼却・発電事業が終了することから、「ごみ処理のあり方調査検討委員会」を立ち上げ平成33年度以降のごみ処理について調査・検討を行ってきた。

調査結果は、「ごみ処理のあり方調査・報告書」として取り纏められ、平成25年5月に組合議員に配布されている。また、7月8日に議員勉強会を開催し、調査・報告書の内容説明を行った。

平成33年度以降も引き続き適正なごみ処理を維持するためには、「RDF化事業の継続か新規のごみ処理方式の採用か」といった基本的事項について決定する必要がある、8月28日に組合議会全員協議会を開催し、下記の「将来の方向性に関する基本的事項(6項目)」と「新規事業に係る負担割合」について了承を得たところである。

平成25年12月には、新施設整備に向けた事業推進のため、1市2町(桑名市、木曾岬町、東員町)の担当職員で構成する「ごみ処理施設整備検討委員会」を新たに設置し、具体的な作業に入ったところである。

※従前の「ごみ処理のあり方調査検討委員会」は当初の目的を達成したことから平成25年10月の第5回検討委員会の開催をもって終了。

(1) 基本的事項の方針

1. 共同処理区域(組合構成市町枠組み)の決定
 - 共同処理区域は桑名市、木曾岬町、東員町とする。
2. RDF化事業継続か新規処理方式採用の選択決定
 - 新処理方式を採用する。
3. RDF化施設以外の既存施設(リサイクルプラザ、プラスチック圧縮梱包施設、管理棟)の活用
 - 既存施設は33年度以降も活用する。
4. 新施設建設予定地の選定
 - 旧施設の跡地を利用する。
5. 最終処分先の確保
 - 民間委託とする。
6. ごみ収集主体の確定
 - 現況維持とする。

(2) 新規事業の負担割合

区 分		現行事業	➡	新規事業
構 成 市 町		桑名市・いなべ市・木曾岬町・東員町		桑名市・木曾岬町・東員町
平等割の分割数		6		3
建設費分担金	平 等 割	10.0%		5.0%
	人 口 割	90.0%		95.0%
	適用時期	※平成 37 年度まで適用する		※平成 26 年度から適用する
管理費分担金	平 等 割	5.0%		2.5%
	人 口 割	15.0%		7.5%
	実 績 割	80.0%		90.0%
	適用時期	※平成 32 年度まで適用する		※平成 33 年度から適用する

※1 平等割の分割数は、合併後に整合させた

※2 建設費分担金は、人口割を重視した

※3 管理費分担金は、実績割を重視した

2

課題と今後の方針

【課 題】 R D F 発電事業の終了

平成 32 年度末には、可燃ごみ(R D F)の受皿である県の R D F 焼却・発電事業が終了することから、平成 32 年度末までには R D F から新処理方式によるごみ処理施設へスムーズに移行しなければならない。平成 32 年度末まで残り 7 ヶ年と余裕のない状況となっており、将来に向けてのごみの安定処理が求められている。

【方 針】 着実な事業進捗

組合事務局の機構改革(建設準備室の設置)を行うとともに、構成市町担当職員による「ごみ処理施設整備検討委員会」と連携を図り、着実な事業の推進を目指す。